

日本労働年鑑 戦後特集(第22集)
The Labour Year Book of Japan post war special ed.

第二篇 労働組合

第三章 労働組合運動

第七節 婦人運動

婦人運動は組合運動の一環として、それぞれの組織でとりあげていることはいうまでもないが、我が国における婦人の社会的地位の特殊性から、それらの運動も当然共通性をもっている点が特に指摘される。それ故各組織の婦人対策をそれぞれ述べることは避け、婦人運動の性格を特徴的に示している次の二団体を紹介するにとどめる。

一、新日本婦人同盟

我国参政権獲得の草分として有名な市川房江氏を中心として、昭和二十年十一月三日、新日本婦人同盟は誕生した。同盟は会長市川房江氏を始め旧婦選獲得同盟関係者を中心としたものであり、又その不偏不党の原則は、かつて婦選獲得同盟が宣言した、「絶対中立を保持す」と全く軌を一にしたものである。したがって、本同盟は婦選獲得同盟の後継者といわれている。同盟は当時の民主化運動昂揚の波に乗って活発な動きを見せていたが、二十二年三月会長市川房江氏は公職不適格の指定をうけて会長を辞したので、後任として藤田たき氏が選ばれた。

新日本婦人同盟綱領

私共は婦人参政権を獲得し、之を有効に行使する事によつて次の諸項の実現を期すものである。

一、政治と経済を直結せしめ、国民生活の安定を図ると共に家庭生活の合理化、協同化を促進する事

一、封建的な諸拘束並に全権的な支配から婦人を解放し、その能力の伸張を図ると共に婦人の経済的、社会的法律的地位を高める事

一、婦人の政治意識をたかめ、男子と相協力して、真に民主的平和的な日本を建設する事

一、国際正義を尊重し、世界の恒久平和の確立と人類文化の発展に寄与する事

尚私共は右の実現にあたり、一党一派に偏せず、随時各政党及各種団体と提携協力しようとするものである。

主な事業は

一、婦人に不利な法律制度の改廃運動

一、与えられた婦人参政権をより有効に行使するための政治教育運動

一、婦人に関係深き生活、教育、勤労等に関する政策の樹立と之が実現の為の運動

新日本婦人同盟は、婦人にとって住みよい、民主主義日本、平和愛好国日本をつくる為の婦人有権者の集りで、本部を東京に全国各地に亘り三十五の支部がある。

支部は会員三十五名以上の規定で釧路、函館、札幌、小樽、網走(以上北海道)、秋田、鷹の巣、大曲、大館、花岡(以上秋田県)、仙台(宮城県)、郡山、福島、富久山(以上福島県)、土浦(茨城県)、杉並、世田谷、青梅(東京都)、横浜(神奈川県)、主基(千葉県)、御殿場、小山、飯田(以上静岡県)、名古屋、知多(以上愛知県)、彦根(滋賀県)、松本(長野県)、京都、米子(鳥取県)、松江(島根県)、別府、大分(大分県)の各地におかれ、会費は月額十円で所属会員数は約三千名である。

機関紙として月刊『婦人有権者』を出している。

二、婦人民主クラブ

昭和廿一年三月マ司令部民間情報教育部のウィード女史の推奨により、社会党、共産党並に自由主義陣営の少数の婦人達によつて同十六日婦人民主クラブが生れた。最初は宮本百合子、山室民子、佐田稲子、羽仁説子、松岡洋子、赤松常子、加藤シヅ枝、山本杉の八氏の合議制によつて運営されていたが十一月には委員組織に変わり、松岡洋子氏を委員長に、次の規約をかゝげて再出発の形をとつた。それと同時に全国的な組織をもち始めた。

クラブ規約

第一章 総則

第一条 この会は婦人民主クラブとゆう

第二条 クラブは事務所を東京都港区新橋七ノ一におく

第三条 クラブは婦人に向けられたる封建的な思想制度及び習慣に対しその解放の為に互いに助け合い職域、地域、家庭に新しい自主的な生活を築くことを目的とする

第二章

第四条 クラブは第三条の目的を果すため次の事業を行う

一、新聞、雑誌、書籍の発行

二、講演会、研究会、講習会、座談会をひらく

三、その他必要な事業と活動をする

第三章 入会と脱会

第五条 クラブは右の趣旨に賛成し、目的実現に協力しようとする人で組織される

第六条 クラブに入りたい人は規定の申込書に会費一ヶ月以上を添えてクラブ事務所に申込む

第七条 三ヶ月以上会費を払わないときは脱会したものとみる

第八条 会員がクラブの趣旨にもとる言行をした場合は、中央委員会で十分に調査審議の上、総会を開きその出席者三分の二以上の同意で除名することが出来る

第四章 機能と役員

第九条 クラブに次の機関をおく

一、全国総会 二、中央委員会 三、常任委員会 四、事務局 五、会計検査委員会

一、全国総会

(イ)全国総会は毎年少くとも一回定期にひらく、全国会員十分の一以上がのぞむとき、又は中央委員会が必要と認めたときは臨時総会を開くことができる

(ロ)総会は次の事項をおこなう

一、事業方針の決定、予算、決算の審議決定

一、中央委員の選任

一、その他必要な事項

活動状況

活動状況として、機関紙、週刊婦人民主新聞を発行している。この編纂出版はすべてクラブに勤務する数人の婦人の手でなされている。発行部数は現在七万である。その他書籍の出版(かもめの船出、女性の歴史)を出している。また杉並区松ノ木町に共同作業所を設け家庭内職の補導とあつせんに務める外、クラブ事務所に法律相談部を設けて一般婦人の身の上相談、法律相談に応じている。その担当は法学士川上千恵子氏である。なほ時事問題講座を月一回開いて専門家の講義をきき質問討議を行い、クラブ会員は勿論の事一般婦人をも交えて政治的、科学的、文化的の啓蒙をなしている。その他民主的諸団体と提携してコミュニティ・チェストや、水害、震災等の救援活動に携っている。全国十一支部に於ても中央本部にならつて、後援会、講習会、見学、バザー等を行う外に月一回の例会を開いている。

あらゆる部門に於る女性解放の為に、その生活を合理化するに必要な社会施設の設置(例えば、保育所、診療所、浴場、共同炊事場)や改善のための準備を行つているほか、映画、出版物の改良や、生活協同組合の問題や教育の民主化等に努めている。現在全国クラブ員四千を有し委員長には松岡洋子氏が留任し、顧問に赤松常子、加藤シズ江、関鑑子、宮本百合子、羽仁説子、山室民子、山本杉、山本安英の諸氏がなつている。常任委員は櫛田フキ、真見三江、厚木タカ、鹽谷アイ、河田淑子、角圭子、笠置八千代、田中好子、小関チエ、湯浅芳子、小松愛子、丹野節子の諸氏である。

■←前のページ 日本労働年鑑 戦後特集(第22集)【目次】 次のページ→■
日本労働年鑑【総合案内】

大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
